

北九州市旅館業法施行条例

平成十五年三月二十七日
条例 第十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、旅館業法(昭和二十三年法律第三百二十八号。以下「法」という。)及び旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百二十二号。以下「令」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(ホテル營業の施設の構造設備の基準)

第二条 令第一条第一項第十一号の規定によるホテル營業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 ロビーその他の宿泊者の共用に供する設備を有すること。
- 二 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。
 - イ 和式の構造設備による客室は、寝具類を収納する設備を有すること。
 - 三 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 外部から見通すことができない構造であること。
 - イ 採光又は照明及び換気のための適当な設備を有すること。
 - ウ 洗い場の床及び床面から少なくとも一メートルの高さまでの内壁は、耐水材料で造られ、かつ、汚水が滞留しない構造であること。
 - エ 共用の浴室にあつては、利用者の需要を満たすことができる適当な広さの脱衣室を有すること。
 - オ 原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)を設ける場合には、貯湯槽内の湯水の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上に保つことができる加温装置が設けられていること。ただし、これにより難しい場合にあつては、貯湯槽内の湯水を消毒するための設備が設けられていること。
 - カ 原水又は原湯を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続されず、かつ、原水又は原湯を浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。
 - キ 浴槽水を循環させて使用する浴槽は、循環している浴槽水が浴槽の底部に近い箇所で供給される構造であること。
 - ク 打たせ湯及びシャワーは、浴槽水を循環させて使用しない構造であること。
 - ケ 屋内の浴槽水には、配管等を通じて、屋外の浴槽水

が混入しない構造であること。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第三条 令第一条第二項第十号の規定による旅館営業の施設の

構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 客室と他の客室は、壁、板戸、ふすま等で区画され、客室と他の客室以外の部分との境は、壁造りであること。

イ 客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。

ウ 和式の構造設備による客室は、寝具類を収納する設備を有すること。

二 便所は、採光又は照明及び換気のための適当な設備を有すること。

2 前項に定めるもののほか、浴室に係る旅館営業の施設の構造設備の基準については、前条第二号の規定を準用する。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第四条 令第一条第三項第七号の規定による簡易宿所営業の

施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有すること。ただし、法第三条第一項の許可の申請に当たつ

て宿泊者の数を十人未満とし、かつ、客室の延床面積を三十三平方メートル未満とする施設であつて、次の要件を満たすものについては、この限りでない。

ア 玄関帳場に代わる機能を有する設備を有することその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故発生時その他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

二 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 客室の床面積は、それぞれ四・五平方メートル以上であること。

イ 階層式寝台の階層数は、二層までとすること。

ウ 寝台の長さは、一・八メートル以上とし、幅は、〇・九メートル以上とすること。

エ 容器型寝台は、採光又は照明及び換気のための適当な設備を有すること。

オ 客室と他の客室は、壁、板戸、ふすま等で区画され、客室と他の客室以外の部分との境は、壁造りであること。

カ 客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。

三 便所は、採光又は照明及び換気のための適当な設備を有すること。

2 前項に定めるもののほか、浴室に係る簡易宿所営業の施設の構造設備の基準については、第二条第三号の規定を準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第五条 令第一条第四項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 客室の数は、五室以上であること。
 - イ 客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。
 - ウ 客室と他の客室は、壁、板戸、ふすま等で区画され、客室と他の客室以外の部分との境は、壁造りであること。
 - エ 客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。
 - オ 和式の構造設備による客室は、寝具類を収納する設備を有すること。
 - 二 便所は、採光又は照明及び換気のための適当な設備を有すること。
- 2 前項に定めるもののほか、浴室に係る下宿営業の施設の構造設備の基準については、第二条第三号の規定を準用する。

(構造設備の基準の特例)

第六条 市長は、旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。)第五条第一項各号に掲げる施設について、施設の設置場所その他特別の事情により、公衆衛生上支障がない範囲内において、第二条から第四条までに規定する施設の構造設備の基準を緩和することができる。

(社会教育に関する施設等の周辺における営業の許可)

第七条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第四号に規定する青年の家
- 二 社会教育法第二十条に規定する公民館
- 三 図書館法(昭和二十五年法律第一百八号)第二条第一項に規定する図書館
- 四 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条の規定により指定された博物館に相当する施設
- 五 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園のうち、専ら児童の利用に供する

ことを目的とするもの

六 北九州市市民センター条例(平成六年北九州市条例第四十九号)第一条に規定する市民センター

七 主として児童の利用に供することを目的とする施設で、前各号に掲げる施設に類するものとして市長が定めるものの

2 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 国が設置する施設 当該施設の長

二 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

三 前二号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁

四 前三号に掲げる施設以外の施設 当該施設の設置者

(衛生に必要な措置の基準)

第八条 法第四条第二項に規定する換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

一 営業の施設は、必要に応じ直接外気に接する窓その他の開口部を開閉する等により換気及び採光が十分に保た

れなければならないこと。

二 営業の施設の照明は、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに掲げる照度を有すること。

ア 客室、応接室及び食堂 七十七ルクス以上

イ 調理室及び配膳室 百五十ルクス以上

ウ 浴室、洗面所、便所等 三十ルクス以上

エ 廊下及び階段 三十ルクス以上(深夜にあつては、十ルクスまで減ずることができる。)

三 営業の施設は、次の防湿の措置を講ずること。

ア 排水設備は、流通を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。

イ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。

四 営業の施設の内外は、一日に一回以上清掃し、害虫、ねずみ族等の発生の防止及び駆除に努めること。

五 客室その他適当な箇所は、くず入れを備えること。

六 宿泊者が感染性の病気にかかっていることが明らかになつたとき又はその疑いがあるときは、その使用した客室、寝具及び器具類を完全に消毒すること。

七 従業者が感染性の病気にかかったとき又はその疑いがあるときは、営業に従事させないこと。

八 寝具類については、次の措置を講ずること。

ア 宿泊者に使用させるシーツ、カバー、寝衣等は、使

用の都度、洗濯すること。

イ 宿泊者に使用させる布団、枕等は、常に清潔にして、日光消毒等適切な方法により防湿及び害虫の駆除に努めること。

九 客室の定員は、次のアからウまでに掲げる営業の区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによること。

ア ホテル営業及び旅館営業 洋式の構造設備による客室にあつては四・五平方メートルにつき一人、和式の構造設備による客室にあつては三・五平方メートルにつき一人。ただし、省令第五条第一項各号に掲げる施設にあつては、一・六五平方メートルにつき一人とすること。

イ 簡易宿所営業 客室一・六五平方メートルにつき一人。ただし、客室の延床面積が三十三平方メートル未満の施設（省令第五条第一項第一号から第四号までに掲げる施設を除く。）にあつては、客室の定員の合計は、客室の延床面積三・三平方メートルにつき一人として算定した数を超えないこと。

ウ 下宿営業 客室三・五平方メートルにつき一人
十 入浴施設については、次の措置を講ずること。

ア 入浴施設において使用する湯水は、常に清潔にし、規則で定める水質基準に適合させること。

イ 浴槽水は、一日に一回以上完全に換水すること。た

だし、連日使用型循環浴槽（集毛器、消毒装置及びろ過器のいずれも備えた浴槽に限る。）を使用する場合にあつては、一週間に一回以上完全に換水することをもつて足りる。

ウ 浴槽は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯若しくは原水又は十分にろ過した湯水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。

エ 浴槽水の水质検査を一年に一回以上（二十四時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあつては、一年に二回以上）行い、その成績書を三年間保存すること。

オ 二十四時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあつては、浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し、浴槽水一リットル中〇・四ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度を保つこと。ただし、これに代わる有効な方法で消毒する場合にあつては、この限りでない。

カ 浴槽水を循環させるために使用する設備は、定期的な清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うこと。

キ 貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し、必要に応じ生物膜の除去を行うための清掃及び消毒をすること。

- ク 貯湯槽内の湯の温度は、摂氏六十度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあつては、貯湯槽内の湯を塩素系薬剤等で消毒すること。
- ケ 浴槽内の湯水を回収するための槽（以下このケにおいて「回収槽」という。）内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、回収槽内の清掃及び消毒を十分にするともに、回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。
- コ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（サにおいて「気泡発生装置等」という。）を設置した浴槽には、二十四時間以上完全に換水しないで循環させている浴槽水を使用しないこと。
- サ 気泡発生装置等の空気取入口には、ほこり等が入らない措置を講ずること。
- シ 打たせ湯及びシャワーには、循環させた浴槽水を使用しないこと。
- ス 共同用の浴室には、適当な数の洗面器及び腰掛けを備えること。
- セ 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する施設は、一日に一回以上清掃し、常に清潔に保つこと。
- ソ 貯湯槽内の湯の温度及びオに規定する遊離残留塩素濃度を一日に二回以上測定し、その記録（オただし書又はクただし書の規定による措置に関する記録を含む。）

を三年間保存すること。

- 十一 洗面所については、次の措置を講ずること。
 - ア 洗面所の湯水は、飲用に適するものを十分に供給すること。
 - イ 洗面所は、常に清潔に保ち、消毒した洗面具を備えること。
 - 十二 便所については、次の措置を講ずること。
 - ア 蚊、はえその他の害虫の発生を防止すること。
 - イ 清掃及び防臭剤等による臭気の除去に努めること。
 - ウ 手洗設備は、流水装置とし、常に清浄な水を十分に供給できるものであること。
 - エ 共用タオルは、備えてはならないこと。

（衛生措置の基準の特例）

第九条 市長は、省令第五条第一項各号に掲げる施設については第八条第二号アからエまで並びに同条第八号ア及びイに掲げる基準に関し、修学旅行等の団体を専ら宿泊させるものについては同条第九号アの基準に関し必要な特例を定めることができる。

（宿泊拒否の事由）

第十条 法第五条第三号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 二 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(手数料)

第十一条 法第三条第一項の規定により旅館業の許可の申請をしようとする者は、当該申請の際次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 常設営業の場合 一件につき二万二千円
- 二 一時営業の場合 一件につき一万千円
- 2 法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定により旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請をしようとする者は、当該申請の際一件につき七千四百円の手数料を納めなければならない。
- 3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定め

る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条第三号オからケまで(第三条第二項、第四条第二項及び第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の際現に法第三条第一項の規定により許可を受けている業者が有する営業の施設については、この条例の施行の日以後最初に行う浴室の改築の工事が完了するまでの間は、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市旅館業法施行条例第八条第十号シ(シ

ヤワーに係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の際現に改正前の北九州市旅館業の施設の構造設備の基準を定める条例付則第二項の規定の適用を受けている施設については、この条例の施行の日以後最初に行う浴室の改築の工事が完了するまでの間は、適用しない。

付
則

この条例は、平成二十八年六月二十二日から施行する。